

農業次世代人材投資資金(準備型)の 交付を受けて研修がしたい



1 準備型の交付を受けるには?

- 県が認めた研修機関等で研修を行う
①フロンティア研修、②地域で学べ!研修、③農業大学校等
(①と②は県の研修奨励金に該当する)
- 研修終了後の独立・自営就農、雇用就農、親元就農が確実である。
(不安がある場合は本資金以外の研修奨励金を考える。)

2 準備型の申請手続きは?

- ①フロンティア研修は、様式第1号「研修計画」を4月20日頃まで公社に提出する。
- ②地域で学べ!研修、③農業大学校等も、同様に4月20日頃まで提出する(年度途中からの研修は研修開始時まで提出、10月1日までの研修スタートがリミット)

資金の交付を受けながら研修を実施

▶ 研修状況報告

要件を満たして就農

▶ 就農報告、就農状況報告

3 研修終了後の要件は?

独立・自営就農
(経営開始型の要件)

- 自ら農業経営を行い、5要件すべてを満たす。
①農地の所有権又は利用権を有している。
②主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている。
③生産物や生産資材等を本人の名義で出荷・取引する。
④経営収支を本人の名義の通帳及び帳簿で管理する。
⑤農業経営に関する主宰権を有している。
- 親族から貸借した農地が主である場合は、5年以内に所有権を移転する。
- 青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者になる。

雇用就農

- 農事組合法人などの農業を営む法人等に正社員として雇用される。
- 常勤職員として期間の定めのない雇用契約である。

親元就農

- 親族が経営する農業経営体に就農し、家族経営協定等により責任や役割を明確にする。
- 就農後5年以内に農業経営を継承(農地の所有権すべてを移転)するか、法人化されている場合は経営者となる。

